

## 令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書の見方

江東区役所区民部課税課

「令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書」をお送りします。

令和7年1月～12月分の所得をもとに算出した令和8年度の特別区民税・都民税(以下「住民税」)の税額、年金支給月に年金から引き落とされる税額、翌年度の仮徴収税額、課税の明細等が記載されています。

また、令和6年度から森林環境税が創設され、年間1,000円を住民税の均等割とあわせて賦課徴収します。

この通知書は、次の両方にあてはまる方への**令和8年度住民税額決定のお知らせ**です。

- ・令和7年度より引き続き公的年金から住民税が特別徴収(引き落とし)される方
- ・普通徴収税額(納付書や口座振替で納める住民税額)のない方

※通知書の様式や裏面記載の税率、各種控除は、年度により異なります。

**この通知書が届いた方の公的年金等に係る住民税は、年金から引き落とされますので、ご自身で納めていただく必要はありません。そのため、納付書は同封していません。**

## 年金からの特別徴収(引き落とし)について

## 対象者

- ・令和8年4月1日現在、65歳以上の公的年金の受給者
- ・令和7年中の公的年金等の所得に係る住民税額のある方
- ・江東区の介護保険料が公的年金から特別徴収されている方

※住民税額決定後に介護保険料の特別徴収該当者等が確定するため、対象者として通知されても、後日、対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 特別徴収される税額

公的年金等に係る住民税額

※年金から特別徴収されるのは公的年金等に係る住民税のみです。  
給与所得に係る住民税は、原則として給与から特別徴収されます。

## 特別徴収の方法

徴収方法		年金から特別徴収(仮徴収)			年金から特別徴収(本徴収)		
納期・徴収月		4月	6月	8月	10月	12月	2月
年 税 額	個人住民税	前年度の対象 住民税額の 1/6	前年度の対象 住民税額の 1/6	前年度の対象 住民税額の 1/6	対象住民税額から 仮徴収税額を 差し引いた残額の 1/3	対象住民税額から 仮徴収税額を 差し引いた残額の 1/3	対象住民税額から 仮徴収税額を 差し引いた残額の 1/3
	森林環境税	1,000円					

令和7年度の対象住民税額の半分を3回に分けて  
年金から引き落とします。

令和8年度の対象住民税額から仮徴収税額を差し引いた  
残りを3回に分けて年金から引き落とします。

※年度の途中で年金からの特別徴収ができなくなった場合、残りの税額は普通徴収により納付していただきます。

## 通知書について よくある質問

Q1. 年金からの特別徴収ではなく、普通徴収(納付書での納付や口座振替)に変更することはできますか?

A1. 本人の選択による徴収方法の変更は認められていません。  
地方税法第321条の7の2により、「公的年金等の所得に係る税額は、公的年金から特別徴収の方法によって徴収するものとする」と規定されており、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象となります。

Q2. 年金から特別徴収される税額が8月までと比べて10月から上がって(下がって)います。なぜですか?

A2. 住民税は前年中の所得等をもとに算出し、6月に年税額が決定します。  
しかし、年金の特別徴収は税額決定前の4月から既に新年度の徴収を開始しているため、4月・6月・8月で仮徴収として前年度の公的年金等に係る住民税の年税額の半分の金額を徴収し、6月に今年度の年税額が決定したのち、その年税額から仮徴収税額を差し引いた残りの金額を10月・12月・翌年2月の3回に分けて特別徴収します。  
よって、前年度と比べて年金所得が増減した、または各種控除が増減したなどの理由により今年度の公的年金等に係る住民税額が増額(減額)した場合は、その税額に一致するよう、10月・12月・翌年2月で過不足を調整するため、8月までと10月以降で特別徴収税額に差異が生じることがあります。  
なお、前年度と年金所得が変わらず、10月からの特別徴収税額が上がっている方は、控除(寡婦・ひとり親、生命保険料等)の申告が漏れている場合がありますので、課税課までお問い合わせください。

## ①通知書番号

問い合わせの際は、この番号をお伝えください。

## ②徴収方法別の税額

1年間の税額と内訳(徴収方法別に納めていただく税額)を記載しています。

◎年税額

特別区民税・都民税・森林環境税の合計額

◎給与特別徴収税額

年税額のうち、給与から特別徴収(引き落とし)される税額

◎公的年金特別徴収税額

年税額のうち、公的年金から特別徴収(引き落とし)される税額

## ③徴収済または徴収予定の仮特別徴収税額

前年度の通知書でお知らせした仮特別徴収税額を記載しています。

住民税額は毎年6月に決定し、7月に年金支払者に通知することとされています。

一方、年金の特別徴収は既に税額決定前の4月から令和8年度の徴収を開始しているため、4月・6月・8月については、前年度(令和7年度)の公的年金等に係る住民税額の2分の1の金額を仮徴収税額として3回に分けて特別徴収(引き落とし)します。

## ④令和8年度公的年金特別徴収税額

今年度、公的年金支給月に公的年金より特別徴収する税額を記載しています。

申告または年金支払者などからの報告に基づいて算出された今年度の公的年金等に係る住民税額から4月・6月・8月の仮特別徴収税額を差し引いた残りの金額を10月・12月・翌年2月に徴収します。

[4月・6月分で完納される方]

税額決定時に公的年金の特別徴収を中止することができる月は、事務手続きの日程上8月となるため、4月・6月分は前年度(令和7年度)の通知書にてお知らせした仮特別徴収税額を徴収します。なお、本来納めるべき税額を上回る徴収額につきましては、**収納情報を確認後、清算させていただきます。**

[8月分で完納される方]

4月・6月・8月分は、前年度(令和7年度)の通知書にてお知らせした仮特別徴収税額を徴収します。なお、本来納めるべき税額を上回る徴収額につきましては、**収納情報を確認後、清算させていただきます。**

## ⑤翌年度仮特別徴収税額

翌年度の住民税額として、令和9年の4月・6月・8月に特別徴収する(引き落とす)予定の金額です。

※**今年度の住民税額には含まれません。**

## ⑥収入・所得金額の内訳

税額の根拠となる収入、所得欄です。(収入は給与と公的年金の項目を表示)

※**総所得合計には⑦の繰越損失を含みます。**

## ⑦繰越損失

純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失、雑損失、株式等譲渡損失、先物取引損失などの繰越損失額を記載しています。

## ⑧合計所得

総所得金額、短期譲渡所得金額(特別控除前)、長期譲渡所得金額(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得金額等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額(特別控除後)及び退職所得金額の合計額となります。

※**⑦の繰越損失は合計所得に含みません。**

※障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税判定、均等割の非課税判定、森林環境税の非課税判定、扶養控除、基礎控除の判定の基準になります。

令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書																							
135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号	令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 公的年金所得に係る特別徴収税額 の決定通知書																						
江東 太郎 様	① 通知書番号 010808-123456 (印)																						
あなたの税額を次のとおり決定しましたので通知します。	②																						
	年 税 額 (A)+(B) 247,500																						
	給与特別徴収税額 (A) 0																						
	公的年金特別徴収税額 (B) 38,300																						
	③																						
④	⑤																						
<b>公的年金からの特別徴収税額</b> ◎徴収済または徴収予定の仮特別徴収税額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴 収 月</th> <th>仮特別徴収税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年4月</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td>令和8年6月</td> <td>5,800</td> </tr> <tr> <td>令和8年8月</td> <td>5,800</td> </tr> </tbody> </table>	徴 収 月	仮特別徴収税額	令和8年4月	5,900	令和8年6月	5,800	令和8年8月	5,800	◎令和8年度公的年金特別徴収税額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴 収 月</th> <th>特別徴収税額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年4月</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td>令和8年6月</td> <td>5,800</td> </tr> <tr> <td>令和8年8月</td> <td>5,800</td> </tr> <tr> <td>令和8年10月</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>令和8年12月</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>令和9年2月</td> <td>6,900</td> </tr> </tbody> </table>	徴 収 月	特別徴収税額(円)	令和8年4月	5,900	令和8年6月	5,800	令和8年8月	5,800	令和8年10月	7,000	令和8年12月	6,900	令和9年2月	6,900
徴 収 月	仮特別徴収税額																						
令和8年4月	5,900																						
令和8年6月	5,800																						
令和8年8月	5,800																						
徴 収 月	特別徴収税額(円)																						
令和8年4月	5,900																						
令和8年6月	5,800																						
令和8年8月	5,800																						
令和8年10月	7,000																						
令和8年12月	6,900																						
令和9年2月	6,900																						
◎翌年度仮特別徴収税額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴 収 月</th> <th>仮特別徴収税額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和9年4月</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>令和9年6月</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>令和9年8月</td> <td>6,300</td> </tr> </tbody> </table>	徴 収 月	仮特別徴収税額(円)	令和9年4月	6,400	令和9年6月	6,300	令和9年8月	6,300	◎令和9年度公的年金特別徴収税額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴 収 月</th> <th>特別徴収税額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和9年4月</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>令和9年6月</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>令和9年8月</td> <td>6,300</td> </tr> </tbody> </table>	徴 収 月	特別徴収税額(円)	令和9年4月	6,400	令和9年6月	6,300	令和9年8月	6,300						
徴 収 月	仮特別徴収税額(円)																						
令和9年4月	6,400																						
令和9年6月	6,300																						
令和9年8月	6,300																						
徴 収 月	特別徴収税額(円)																						
令和9年4月	6,400																						
令和9年6月	6,300																						
令和9年8月	6,300																						
前年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、前年度の通知書に記載された上記の税額を、特別徴収によって徴収済または徴収予定です。 なお、公的年金の特別徴収中止処理までの事務手続きの日程上、本来納めるべき仮特別徴収税額を上回る控除につきましては、 <b>収納情報を確認後、清算させていただきます。</b>	あなたの当該年度の公的年金に係る所得から算出される税額から前年度の公的年金からの特別徴収によって徴収済または徴収予定の仮特別徴収税額を差し引いた税額が当該年度に特別徴収されます。																						
翌年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、翌年度4月から8月まで上記の額を特別徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。また、公的年金から特別徴収が中止された場合には、普通徴収の方法によって徴収します。																							
令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 課税明細書 ⑩	⑪																						
収入 200,000.00 総 232,787.88 合 197,332.24 税 所得合計 442,120.20 分 繰越損失 控 社会保険料控除 41,526.88 除 生命保険料控除 3,500.00 障・寡・ひ・勤 26,000.00 配 偶者控除 3,800.00 金 基礎控除 4,300.00 額 控 除 合 計 197,026.88	総 所 得 245,000.00 税 所得割合計額 147,000.00 課 調整控除 15,000.00 税 所得合計 442,120.20 額 繰越損失 合 計 所得 442,120.20 控 社会保険料控除 41,526.88 除 生命保険料控除 3,500.00 障・寡・ひ・勤 26,000.00 配 偶者控除 3,800.00 金 基礎控除 4,300.00 額 控 除 合 計 197,026.88																						
⑥	⑫																						
⑦	◎特別徴収を行う公的年金																						
⑧	特別徴収義務者 厚生労働大臣																						
⑨	特別徴収対象年金 老齢基礎年金																						
	支払者の法人番号																						
⑨所得控除額の内訳																							
税額の根拠となる所得控除欄です。 記載されている控除額は住民税の控除額のため、所得税の控除額と異なるものがあります。																							
⑩扶養・本人控除・事業所課税等																							
所得控除(※)の扶養・本人控除の内訳及び事業所課税等について記載しています。 該当項目に『*』あるいは人数が表示されます。 (※「16歳未満扶養親族」は控除対象外となりますが、非課税判定等に使用します。)																							
⑪課税標準額																							
所得金額から、所得控除合計を差し引いた額の1,000円未満を切り捨てた金額です。 分離課税分は一部を合算して記載している場合があります。																							
⑫合計税額																							
所得割合計額 … 課税標準額に特別区民税・都民税それぞれの税率を乗じた額です。 税額控除(調整控除など) … 所得割合計額から差し引く控除額を記載しています。 均等割額 … 特別区民税 3,000円 都民税 1,000円(※) (※)所得の状況等により異なる金額となる場合があります。 計 … 当該年度の納めていただく住民税額の合計を記載しています。(森林環境税は除く) 森林環境税 … 年額1,000円 年税額 … 当該年度の納めていただく住民税と森林環境税の合計額を記載しています。																							

## 1. 税率

(1) 均等割 特別区民税 3,000円 都民税 1,000円

(2) 森林環境税 1,000円

(3) 所得割（総合課税） 特別区民税 6% 都民税 4%

<住民税・森林環境税がかからない方>

非課税区分	均等割	所得割	森林環境税
令和8年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方	非課税	非課税	非課税
令和8年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方	非課税	非課税	非課税
前年中の合計所得金額が次の金額以下の方			
ア 扶養親族等のいない方：45万円	非課税	非課税	非課税
イ 扶養親族等のいる方：35万円×（扶養親族等の数+1）+31万円			
上記に該当せず、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方			
ア 扶養親族等のいない方：45万円	課税	非課税	課税
イ 扶養親族等のいる方：35万円×（扶養親族等の数+1）+42万円			

※扶養親族等…納税者と生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者（内縁や未届の場合を除く）や親族をいい、16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）も含みます。  
※総所得金額等…合計所得金額から損失の繰越控除した後の金額をいいます。

### (4) 所得割（分離課税）

区分	特別区民税	都民税	
短期譲渡所得	一般	5.4%	
	軽減	3%	
長期譲渡所得	一般	3%	
	優良	2,000万円以下の部分	2.4%
		2,000万円超の部分	3%
	居住	6,000万円以下の部分	2.4%
	6,000万円超の部分	3%	
株式等に係る譲渡所得	3%	2%	
上場株式等に係る配当所得等	3%	2%	
先物取引に係る事業・雑所得	3%	2%	
山林所得・退職所得	6%	4%	

### (5) 給与所得の速算表（複数の給与収入がある場合、その合計額で計算します。）

給与収入の合計額（円）	給与所得金額（円）
0 ～ 1,899,999	収入額 - 650,000
1,900,000 ～ 3,599,999	(A) × 70% - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	(A) × 80% - 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	収入額 × 90% - 1,100,000
8,500,000 ～	収入額 - 1,950,000

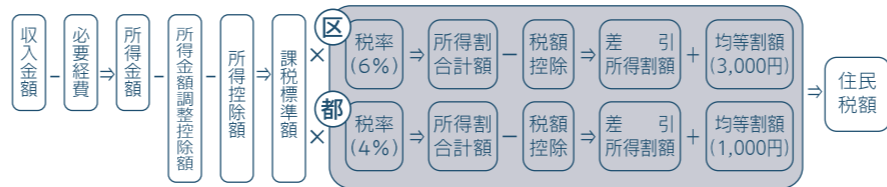
(A) = { (収入額 ÷ 4) → 1,000未満切捨後 } × 4

### (6) 公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢	公的年金等収入の合計額 (B)	公的年金等に係る雑所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円未満	(B) - 110万円	(B) - 100万円	(B) - 90万円
	410万円未満	(B) × 75% - 27.5万円	(B) × 75% - 17.5万円	(B) × 75% - 7.5万円
	770万円未満	(B) × 85% - 68.5万円	(B) × 85% - 58.5万円	(B) × 85% - 48.5万円
	1,000万円未満	(B) × 95% - 145.5万円	(B) × 95% - 135.5万円	(B) × 95% - 125.5万円
	1,000万円以上	(B) - 195.5万円	(B) - 185.5万円	(B) - 175.5万円
65歳未満	130万円未満	(B) - 60万円	(B) - 50万円	(B) - 40万円
	410万円未満	(B) × 75% - 27.5万円	(B) × 75% - 17.5万円	(B) × 75% - 7.5万円
	770万円未満	(B) × 85% - 68.5万円	(B) × 85% - 58.5万円	(B) × 85% - 48.5万円
	1,000万円未満	(B) × 95% - 145.5万円	(B) × 95% - 135.5万円	(B) × 95% - 125.5万円
	1,000万円以上	(B) - 195.5万円	(B) - 185.5万円	(B) - 175.5万円

(65歳以上：S36.1.1以前出生 65歳未満：S36.1.2以後出生)

## 2. 特別区民税・都民税の計算方法



※課税標準額は1,000円未満端数切捨て、所得割額は100円未満端数切捨てで計算します。

※分離課税所得がある場合には、計算方法（税率等）が異なります。

※上図の特別区民税・都民税の計算方法内の年税額と併せ、森林環境税1,000円が徴収されます。

## 3. 所得金額調整控除（給与所得から控除）

対象者	要件	控除額
1 給与等の収入金額が850万円を超える者	右のいずれか ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額 - 850万円) × 10% 【限度額15万円】
2 給与所得控除後の給与等の金額(A)および公的年金等に係る雑所得の金額(B)がある者	AとBの合計金額が10万円を超える	(A+B) - 10万円 【限度額10万円】

※1・2両方に該当する場合は、1の控除後に2を控除します。

## 4. 所得控除

控除の種類	控除額		
雑損控除	次のうち、いずれか多い方の金額 1. (損失額 - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等 × 10% 2. 災害関連支出の金額 - 5万円		
医療費控除	1. 総所得金額等が200万円以上の場合 (支払った医療費の総額 - 保険金等で補てんされる金額) - 10万円 2. 総所得金額等が200万円未満の場合 (支払った医療費の総額 - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等 × 5% 【限度額200万円】		
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	特定一般用医薬品等購入費用 - 保険金等で補てんされる金額 - 12,000円 【限度額88,000円】		
社会保険料控除	支払金額		
小規模企業共済等掛金控除	支払金額		
生命保険料控除	区分	支払金額	控除額
	①	15,000円以下	全額
		15,001円 ~ 40,000円	支払金額 × 1/2 + 7,500円
		40,001円 ~ 70,000円	支払金額 × 1/4 + 17,500円
	②	70,001円 ~	35,000円
		両方の保険料を支払った場合	それぞれ上記で算出した控除額の合計金額 (合計適用限度額：70,000円)
	③	12,000円以下	全額
12,001円 ~ 32,000円		支払金額 × 1/2 + 6,000円	
④	32,001円 ~ 56,000円	支払金額 × 1/4 + 14,000円	
	56,001円 ~	28,000円	
⑤	2つ以上の保険料を支払った場合	それぞれ上記で算出した控除額の合計金額 (合計適用限度額：70,000円)	
	①と②の両方がある場合	①及び②で算出した各種保険料控除額の合計金額 (合計適用限度額：70,000円)	
⑥	一般生命保険料または個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方がある場合は右記のいずれか多い方の金額	1. ①で算出した控除額 (控除限度額：35,000円) 2. ①で算出した控除額 + ②で算出した控除額 (控除限度額：28,000円)	
	区分	支払金額	控除額
地震保険料控除	① 地震保険料のみ	50,000円以下	支払金額 × 1/2
		50,001円 ~	25,000円
	② 旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	全額
		5,001円 ~ 15,000円	支払金額 × 1/2 + 2,500円
	15,001円 ~	10,000円	
	①と②両方の保険料を支払った場合	①及び②で算出した控除額の合計金額 (合計適用限度額：25,000円)	

控除の種類	控除額	控除の種類	控除額	
扶養控除	特定	45万円	寡婦控除	26万円
	同居老親	45万円	ひとり親控除	30万円
	老人	38万円	勤労学生控除	26万円
	一般	33万円	基礎控除	合計所得金額
同居特障	53万円	2,400万円以下		43万円
特別	30万円	2,450万円以下		29万円
普通	26万円	2,500万円以下	15万円	
		2,500万円超	-	

	配偶者の合計所得金額	本人合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者控除	58万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	控除適用なし ※同一生計配偶者には該当
		老人	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円			

※本人合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者には該当します。この場合、（特別）障害者控除や非課税判定の対象となります。

特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
	58万円超～95万円以下	45万円
	95万円超～100万円以下	41万円
	100万円超～105万円以下	31万円
	105万円超～110万円以下	21万円
	110万円超～115万円以下	11万円
	115万円超～120万円以下	6万円
	120万円超～123万円以下	3万円

## 5. 税額控除

### (1) 調整控除（合計所得金額2,500万円超は適用なし）

住民税の課税標準額が200万円以下の方
1または2のいずれか小さい額の5% (区3%・都2%) 1. 所得税と住民税の人的控除の差の合計額 / 2. 住民税の課税標準額
住民税の課税標準額が200万円超の方
{ 所得税と住民税の人的控除の差の合計額 - (住民税の課税標準額 - 200万円) } × 5% (区3%・都2%) ※この額が2,500円未満の場合は、マイナスの場合でも2,500円とします。

### (2) 配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### (3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

対象者	平成28年から令和7年までに入居し、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方																								
控除額	1または2のいずれか小さい額 1. 住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 2. 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に対し下表の割合に相当する額（ただし、下表の上限額までとする。）																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">入居日開始日</th> <th>割合</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年1月1日</td> <td>特定取得該当</td> <td>7%</td> <td>136,500円</td> </tr> <tr> <td>～令和3年12月31日</td> <td>その他の取得</td> <td>5%</td> <td>97,500円</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月1日～</td> <td>(特例)特別特例取得該当</td> <td>7%</td> <td>136,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の取得</td> <td>5%</td> <td>97,500円</td> </tr> <tr> <td>令和6年1月1日～(※)</td> <td></td> <td>5%</td> <td>97,500円</td> </tr> </tbody> </table>	入居日開始日		割合	上限額	平成28年1月1日	特定取得該当	7%	136,500円	～令和3年12月31日	その他の取得	5%	97,500円	令和4年1月1日～	(特例)特別特例取得該当	7%	136,500円		その他の取得	5%	97,500円	令和6年1月1日～(※)		5%	97,500円
入居日開始日		割合	上限額																						
平成28年1月1日	特定取得該当	7%	136,500円																						
～令和3年12月31日	その他の取得	5%	97,500円																						
令和4年1月1日～	(特例)特別特例取得該当	7%	136,500円																						
	その他の取得	5%	97,500円																						
令和6年1月1日～(※)		5%	97,500円																						

※上記に該当する場合であっても、一定の省エネ基準に適合しない住宅は控除対象外となることがあります。詳しい情報は国税庁や国土交通省のホームページをご確認ください。

### (4) 寄附金税額控除/外国税額控除 詳しくは課税課までお問い合わせください。

### (5) 配当割額の控除/株式等譲渡所得割額の控除

一定の上場株式等の配当所得及び源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得を確定申告に含めた場合、その住民税相当分を、それぞれ特別区民税・都民税所得割額から控除します。控除しきれなかった金額は、当該年度の住民税に充当、または、森林環境税へ委託納付し、充当しきれなかった金額がある場合は、その金額を還付します。

### (6) 令和8年度 特別区民税・都民税の主な改正点

令和8年度特別区民税・都民税の改正内容については、区ホームページをご確認ください。右の二次元コードをスマートフォン等で読み取るとページにアクセスできます。



【問い合わせ先】  
江東区役所区民部課税課 TEL. 03(3647)9111 (大代表)